

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金166万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年9月11日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実及び法令の適用は、別紙1のとおり、課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年7月10日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている出光興産株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成23年2月2日午前10時10分ころから同年2月18日午後2時58分ころまでの間、9取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券会社及びC証券会社を介し、売り最良気配値より上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計30万1900株発注したり、買い最良気配値より下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計31万600株発注するとともに、合計28万4000株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12回にわたり、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、176条2項

## (別表)

(単位：株)

番号	行為期間 (平成23年)	委託株数				売買株数			
		売付		買付		売付		買付	
		B証券	C証券	B証券	C証券	B証券	C証券	B証券	C証券
1	2月2日 10時10分29秒 ～2月3日 10時32分41秒	59,400	0	47,200	6,100	10,200	16,700	10,200	16,700
2	2月3日 12時57分18秒 ～2月3日 14時39分44秒	30,000	0	30,300	0	700	11,100	700	11,100
3	2月3日 14時47分07秒 ～2月3日 14時56分05秒	7,500	0	7,500	0	0	1,500	0	1,500
4	2月4日 10時38分55秒 ～2月7日 09時30分10秒	40,200	0	56,000	6,500	5,800	27,700	5,800	27,700
5	2月7日 13時49分57秒 ～2月7日 14時46分16秒	15,100	0	12,500	0	0	5,500	0	5,500
6	2月7日 14時46分31秒 ～2月7日 14時56分28秒	7,500	0	2,500	3,000	0	1,800	0	1,800
7	2月8日 14時17分00秒 ～2月8日 14時32分08秒	6,000	0	6,000	0	0	1,500	0	1,500
8	2月8日 14時32分22秒 ～2月8日 14時43分37秒	4,000	0	4,000	0	0	1,500	0	1,500
9	2月9日 14時27分12秒 ～2月9日 14時36分36秒	6,000	0	5,000	0	0	700	0	700
10	2月15日 12時50分51秒 ～2月15日 14時58分30秒	37,600	0	38,000	1,500	0	14,300	0	14,300
11	2月17日 09時23分28秒 ～2月17日 14時53分36秒	58,600	0	59,500	0	6,100	27,300	6,100	27,300
12	2月18日 14時07分47秒 ～2月18日 14時58分10秒	30,000	0	25,000	0	0	9,600	0	9,600
小計		301,900	0	293,500	17,100	22,800	119,200	22,800	119,200
合計		301,900		310,600		142,000		142,000	

## (別紙 2)

### 課徴金の計算の基礎

法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対等数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

### 別紙 1 の別表に掲げる事実につき

番号 1 の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 26,900 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (26,900 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (9,060 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 9,070 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} + 9,080 \text{ 円} \times 5,500 \text{ 株} \\ & \quad + 9,090 \text{ 円} \times 6,400 \text{ 株} + 9,120 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,130 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} \\ & \quad + 9,140 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 9,150 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & - (9,050 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 9,060 \text{ 円} \times 4,700 \text{ 株} + 9,070 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株} \\ & \quad + 9,080 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 9,090 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 9,100 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & \quad + 9,110 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} + 9,120 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,130 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} \\ & \quad + 9,140 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & = 324,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額324,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、320,000円となる。

番号2の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ11,800株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(11,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (8,970 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 8,980 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 8,990 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & \quad + 9,000 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 9,010 \text{ 円} \times 2,300 \text{ 株} + 9,020 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & \quad + 9,030 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & - (8,950 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} + 8,960 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株} + 8,980 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & \quad + 8,990 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 9,000 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 9,010 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & = 188,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額188,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、180,000円となる。

番号3の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ1,500株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(8,980 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) - (8,970 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) = 15,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額15,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

番号4の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ33,500株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(33,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額

を控除した額

$$\begin{aligned} & (8,800 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 8,810 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} + 8,820 \text{ 円} \times 8,900 \text{ 株} \\ & + 8,830 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 8,840 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 8,850 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} \\ & + 8,860 \text{ 円} \times 2,300 \text{ 株} + 8,890 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 8,900 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ & + 8,910 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 8,920 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 8,950 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ & - (8,780 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 8,790 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株} + 8,800 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株} \\ & + 8,810 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} + 8,820 \text{ 円} \times 2,700 \text{ 株} + 8,830 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} \\ & + 8,840 \text{ 円} \times 3,100 \text{ 株} + 8,850 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 8,860 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ & + 8,870 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 8,890 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} + 8,900 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ & + 8,910 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 8,940 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 291,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額291,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、290,000円となる。

番号5の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ5,500株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (8,810 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 8,820 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 8,830 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & - (8,790 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 8,800 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 8,810 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ & + 8,820 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) \\ & = 108,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額108,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、100,000円となる。

番号6の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ1,800株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(8,810 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株}) - (8,800 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株}) = 18,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 18,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

番号 7 の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 1,500 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (1,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(8,870 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 8,880 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) - (8,860 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) \\ = 22,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 22,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

番号 8 の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 1,500 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (1,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(8,880 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) - (8,870 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) = 15,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 15,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

番号 9 の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 700 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (700 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(8,820 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) - (8,800 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) = 14,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 15,000 円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

番号10の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ14,300株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(14,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (9,210 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 9,220 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 9,230 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} \\ & + 9,250 \text{ 円} \times 1,700 \text{ 株} + 9,260 \text{ 円} \times 6,200 \text{ 株} + 9,270 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ - & (9,200 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} + 9,210 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株} + 9,220 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ & + 9,230 \text{ 円} \times 1,700 \text{ 株} + 9,240 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 9,250 \text{ 円} \times 4,500 \text{ 株} \\ & + 9,260 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ = & 174,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 174,000 円となり法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、170,000 円となる。

番号11の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ33,400株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(33,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (9,410 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 9,420 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,430 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 9,450 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 9,460 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 9,510 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & + 9,520 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 9,530 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 9,590 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ & + 9,600 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,610 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 9,620 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ & + 9,630 \text{ 円} \times 5,300 \text{ 株} + 9,640 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 9,650 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} \\ & + 9,660 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 9,670 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ - & (9,390 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 9,400 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 9,420 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ & + 9,430 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 9,440 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,450 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ & + 9,460 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 9,500 \text{ 円} \times 4,500 \text{ 株} + 9,510 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 9,520 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 9,550 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 9,580 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ & + 9,590 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} + 9,600 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 9,610 \text{ 円} \times 6,300 \text{ 株} \end{aligned}$$



$$\begin{aligned} & +9,620 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} + 9,630 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株} + 9,640 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株} \\ & = 403,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額403,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、400,000円となる。

番号12の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ9,600株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(9,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (9,730 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 9,740 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 9,750 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} \\ & \quad + 9,760 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株}) \\ & - (9,710 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 9,720 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 9,730 \text{ 円} \times 4,600 \text{ 株} \\ & \quad + 9,740 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 9,750 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) \\ & = 149,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額149,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、140,000円となる。